

平成28年度実施分

小田原市行政提案型協働事業 応募の手引き

「行政提案型協働事業」は、行政が提示した事業テーマに基づいて、市民活動団体からその特性を活かした事業企画の提案を受け、適切な役割分担のもと、双方の責任において協働で事業を実施する制度で、地域の課題を解決し、より豊かなまちづくりを実現することと、市民ニーズに合った公共サービスの提供につなげていくことを目的としています。

市では平成28年度に実施する予定の、次の事業テーマについて事業企画の提案を公募します。皆さんからの積極的なご応募をお待ちしています。

1. 耐震化推奨訪問事業
2. 野良猫対策事業

募集期間

平成27年8月17日（月）～9月15日（火）

問い合わせ先

小田原市市民部地域政策課（5階赤通路）

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話:0465-33-1458 FAX:0465-34-3822

E-mail:chisei@city.odawara.kanagawa.jp

○企画提案できる団体

事業企画の提案をすることができるのは、次に掲げる要件のすべてを満たす市民活動団体とします。

- (1) 原則として市民活動を行っている区域が小田原市内にあること。
 - (2) 原則として応募時において1年以上継続して市民活動を行っており、今後も継続して市民活動を行う見込みがあること。
 - (3) 営利を目的としていないこと。
 - (4) 市その他の行政機関が団体の事務局に参加していないこと。
 - (5) 小田原市市民活動推進条例第10条第1項の規定に基づく登録をしていること。
⇒登録は随時受け付けています。「市民活動団体登録申請書」に、規約等、役員名簿、会員名簿を添えて、地域政策課に提出してください。
 - (6) 予算及び決算の管理が適正に行われていること。
 - (7) 事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができること。
- ※自治会・老人会・子ども会・PTAなどの団体は対象となりません。

※「市民活動団体」とは・・・

小田原市市民活動推進条例第2条第1項において定義する「市民活動」を行う団体のことです。

参考（「小田原市市民活動推進条例」より抜粋）

第2条 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

○応募に必要な書類

- (1) 小田原市行政提案型協働事業企画提案申請書
- (2) 小田原市行政提案型協働事業企画提案収支予算書
- (3) その他参考となる資料

※会報、チラシ、報告書、新聞記事等、活動内容を紹介する資料を任意で提出することができます。ただしA4両面で4枚までとさせていただきます。

※小田原市市民活動推進条例第10条第1項の規定に基づく登録がお済みでない団体は、以下の書類を合わせて提出してください。

- (1) 市民活動団体登録申請書
- (2) 規約、会則又は定款

（目的、名称、市民活動の内容、事務所若しくは事業所又は活動の拠点の所在地、役員及び

会員に関する事項、会計に関する事項、当該団体の運営に関する事項について記載されている必要があります。)

(3) 役員名簿

(役員の名前及び住所又は居所を記載したもので、3人以上の役員を有している必要があります。)

(4) 会員名簿

※各様式は市ホームページからダウンロードできます。

小田原市トップページ上のバー「暮らしの情報」をクリック → 市民活動・地域運営の「市民活動」をクリック
→ 「行政提案型協働事業」をクリック

○応募方法

募集期間：平成27年8月17日（月）～9月15日（火）

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

※上記受付時間内にお越しいただけない方はご相談ください。

提出先：小田原市役所地域政策課（5階赤通路）

※書類の内容を確認させていただきますので、事前に来庁日時をご連絡の上、ご持参ください（郵送不可）。

○応募にあたって

本市では、市民活動団体と行政のよりよい協働を目指して、「協働をするうえでの基本的な考え方」や「市民活動団体と行政が協働事業を実施する際の実践的な過程や手法」などを取りまとめた「協働事業のガイドライン」※を発行しています。行政提案型協働事業に応募されるにあたり事前にご覧の上、申請してください。

※「協働事業のガイドライン」は、市役所5階地域政策課でお配りしています。また、市ホームページからダウンロードもできます。

小田原市トップページ上のバー「暮らしの情報」をクリック → 市民活動・地域運営の「市民活動」をクリック
→ 「協働事業のガイドライン」をクリック

○事業スケジュール

平成27年8月17日（月） ～9月15日（火）	市が事業テーマを提示 市民活動団体からの事業企画提案を公募
10月5日（月）	公開プレゼンテーション・審査 審査の結果、実施に向けて検討する事業（採択事業）を認定
10月中旬～	採択事業の提案団体と事業所管課とで、事業の実施に向け、事業内容、実施方法、費用、役割分担等について協議
3月	議会の承認により事業実施を決定
平成28年4月～事業期間中	協定等の締結及び事業開始、中間報告
平成29年4月～6月	報告書作成、事業報告会

○審査方法

企画提案申請書及び公開プレゼンテーションにより審査を行い、その内容を総合的に評価して、実施に向けて検討する事業を選考します。

審査員は、小田原市市民活動推進委員会委員及び市職員です。

○公開プレゼンテーション

事業企画提案を公開プレゼンテーション形式で説明していただきます。発表時間は7分程度を予定しています。

○選考の視点

実施に向けて検討する事業は、以下の視点に基づき選考します。

提案内容の妥当性	公益性が高く、解決の求められている課題であるか
事業の実現性	事業の実施手法・実施体制・実施スケジュールは適切か
費用の妥当性	費用は適切に算出されているか 予算と事業成果の費用対効果は十分に見込めるか
相乗効果	協働による相乗効果が大いに期待できるか
役割分担	市との役割分担は適切であり、それぞれの特性を活かした役割分担であるか
団体の実施能力	事業の実施にあたり、提案団体が必要な資質を有しているか
事業の発展性	協働により市民サービス・事業効率は向上するか 事業の継続性や発展性が期待できるか

○事業評価

事業実施の翌年度に公開の事業報告会を開催します。

小田原市市民活動推進委員会は、実施報告書等及び事業報告会の内容に基づき、事業評価を行います。

○情報公開、情報提供及び個人情報の取り扱い

応募事業や採択事業の概要、提案団体の名称等、実施結果の概要等はホームページ等で公表します。

申請書類に記載された個人情報は、小田原市個人情報保護条例の規定に基づき、適正に取り扱います。事業の審査・選考を行う「小田原市市民活動推進委員会」では、取り扱う個人情報を審査・選考の目的以外に使用いたしません。

○留意事項

事業実施は平成28年度を予定しており、今後、予算審査等があるため、実施が確定しているものではありません。

○小田原市行政提案型協働事業（平成28年度実施分）概要書

1. 耐震化推奨訪問事業

事業テーマ名	耐震化推奨訪問事業
事業の目的	耐震化が必要な家屋の所有者等が相談しやすい環境を整え、市の一般耐震診断・耐震改修工事の助成制度の活用を促進すること。
事業の概要	建築士の有資格者が、旧耐震基準家屋の所有者等に対して戸別訪問を実施し簡易耐震診断を行い、耐震改修工事の重要性や助成制度について説明する。
事業の現状及び課題	平成26年度末現在、旧耐震基準家屋が市内に約1万3千戸残存しており、大規模地震発生時に、倒壊等による緊急輸送路の閉塞、延焼火災等の重大な影響を及ぼす恐れがある。 市では平成21年度から、建築士による木造住宅無料耐震相談会を公民館や公共施設で開催し、市内巡回も行っているが、相談件数は減少傾向である。また、高齢者からは訪問相談の希望も出ている。
市民活動団体に期待する役割	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準家屋の所有者等への戸別訪問（年間200戸程度）及び簡易耐震診断 ・訪問時の耐震改修工事の重要性や助成制度説明による啓発
市の役割（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準家屋の所有者等への事業周知 ・戸別訪問の受付と調整 ・自治会等への周知
事業費（案）	200万円
事業期間	平成28年6月～平成29年3月
担当課名（電話）	建築指導課（TEL 33-1434）

○小田原市行政提案型協働事業（平成28年度実施分）概要書

2. 野良猫対策事業

事業テーマ名	野良猫対策事業
事業の目的	野良猫の増加に伴う、ふん尿や鳴き声等の被害を軽減させること。
事業の概要	地域住民の理解・合意を得たうえで、野良猫に対し去勢・不妊手術を行った後、里親を探し適切な飼養を促進し、野良猫の数を減少させていく。
事業の現状及び課題	野良猫の繁殖により、ふん尿や鳴き声等の被害の報告は後を絶たない。これらの被害を軽減するために、野良猫に餌付けをすると、その周辺でふん尿被害が出ることや、野良猫に対して去勢・不妊手術を行うことの目的について、その地域の住民に理解していただく必要がある。
市民活動団体に期待する役割	<ul style="list-style-type: none">・野良猫に対し、去勢・不妊手術を行った後、里親を探す（年間20匹程度）・地域住民への啓発
市の役割（案）	<ul style="list-style-type: none">・自治会等への事業周知・地域住民向けのマナー啓発チラシ等の作成
事業費（案）	10万円
事業期間	平成28年4月～平成29年3月
担当課名（電話）	環境保護課（TEL 33-1481）